

## 公害防止管理者等の届出

公害防止管理者等を選任した場合は、次のとおり届出を行うことが特定工場の設置者に義務付けられています。

区分	届出の種類	選任期日	届出期日	添付書類
公害防止管理者	選任、死亡、 解任の届出	必要が生じた日 から 60 日以内	選任、解任又は死亡 した日から 30 日以内	試験合格書の写し若 しくは資格確定講習 修了証の写し
公害防止統括者		必要が生じた日 から 30 日以内		